

人物点描―長谷川太一郎

明治大学出身者で最高裁判所の裁判官をつとめられたのは、今日までのところ長谷川先生おひとりである。わが国の女流法曹としてその名も高かった久米愛、三淵嘉

子両弁護士も候補者としてお名前があがったこともあるやに仄聞しているが遂にその機会を得られなかった。筆者は生前の長谷川先生を存じ上げている僅かな生存者の



長谷川太一郎

一人として、このたび、この執筆を命ぜられたので、余り適任とは思えないがその任を果たしたいと思う次第である。

第二次大戦後、昭和二〇年代にわが大学出身の在野法曹として著名な三人の弁護士さんがおられた。長野国助、水野東太郎、名川保男のお三方であり、このうち、水野東太郎先生は、法学部で身分法を講じておられ、法科特別研究室（特研）の創設者で主任であられた野田孝明先生とごく親密な間柄であられて、特研の行事にはよく顔をお見せになり、私達若い者にも何かと話しをして下さり、時には酒席でお話しを伺うこともあった。これに対し、長谷川先生はお年も召されていたうえに大変謹厳な風格をお持ちの先生で、私も馳け出しの弁護士の頃、何

鈴木俊光

かの機会に、先生が当時の高等文官試験司法科の試験に、落ちたなと思って郷里で魚釣りをしていたところ、合格の通知をもらって大変に嬉しかったこと、先生の郷里は大変に田舎で、お伊勢詣りには村の人達が出かけるとき、水盃をして出かけたというようなお話しをお伺いしたことがあった程度の思い出しかない。そこで長谷川先生の公的な面のお人柄については、すでに今は亡き水野東太郎先生の手による長谷川太郎論があるので、以下にそれを引用させて頂くこととする。

長谷川先生は、私より十三ばかり年長であり、弁護士を開業されたのは六年ほど前である。初めはともに東京弁護士会会員だった。しかし格別の交渉がなかったため全く知らなかった。大正十二年五月東京弁護士会から第一東京弁護士会は分裂独立した。それからは、所属弁護士会が違いため、なおさら縁の遠い関係となり、先生を知る機会がなかった。ところが昭和十六年の春、私は東京弁護士会の副会長になったため、東京にある他の二弁護士会との接触が多くなり、そうした

関係で、第一東京弁護士会に明治大学出身で、近い將來会長に推される有力な方だということで、長谷川先生を知るようになった。果せるかな先生は、昭和二十二年四月、第一東京弁護士会会長に就任された。

大体、第一東京弁護士会は、貴族的で、エリート意識封建色が強く、選挙などして大騒ぎをすることが嫌いな長老が多かったので、(そのことが東京弁護士会から分離独立する一要因であった)会長になることは容易なことではなく、余程の有名な実力者でなければならなかった。そのことは、例えば松本丞治、名川侃市、豊原清作などといった知名人が前会長であったことからみてわかることであろう。こうした会で六十余才の若さで、上層部のめがねに出来ない一般からの支持を得て会長に推されたのだから、先生が如何に人格徳望にぬきんでており、実力者であられたかということがわかるというものである。そして間もなく発足した最高裁判所の初代裁判官に就任され、我国司法の頂点の地位につかれたのである。

長谷川先生は、福島県若松市から十五里山奥の農村

で、明治十四年十二月呱呱の声をあげた。尋常小学校の四年を卒業しただけで百姓を手伝い、そのかたわら漢学の先生に時々教えられていたが、生来優秀な頭脳の持主である先生は、十八歳の時、村の小学校の代用教員に起用された。それからまもなく県立師範学校の入学試験を受けた。学力成績は二番だったのに、体力検査で落ちたので大いに発奮し、その翌年尋常小学正教員の資格を、ついで高等小学正教員の資格をいずれも独学でとった。わずか二年で、師範学校卒業と同格の資格を二度の検定試験でとったのだから大変な才能である。

ところが会津生れ特有の負けじ魂の強い先生は、小学校の先生で甘んじておろことができず、またもや独学で中等教員の検定試験をとろうと志し、わずか二カ年の勉強で中等教員の検定試験に合格したというのだからみごとというほかはない。

右の様にわずか数年間の独学で、難かしい検定試験に三度も合格したということはまことに異例抜群の鬼才というべきであらう。

そして先生は、待望の資格を得たので、中学校の先生になったのであるが、中学の先生になってみて、官立出身者と検定資格者との待遇差はひどい、先生の性分では我慢なりかねたことであつたと思われる。そこで、さらにその上の高文司法科の試験を受けることを思いたれた。これには今までのように独学では無理だと考えたものの、家庭の事情で数年足ぶみをして、明治四十一年の秋、漸く上京することができた。

そのころの法科は、私立では明治大学が一番だったので、まっすぐ明大の法科に入学した。そのとき先生は、二十八歳であつた。そして明治四十四年七月、明治大学を卒業し、大正二年の暮にめでたく司法試験に合格され、大正三年東京弁護士会に入会されたのである。

学歴としては、尋常小学校の四年だけで、あとは独学で三段階の検定試験で資格をとられたことは、定めし険しい苦難の道であつたと思われるが、負けず嫌いの先生はこれを難なくのりこえたばかりか、司法試験という大難関を、それほどの苦勞を感じずに突破されたというのであるから、大変学才にめぐまれた人物で

あるといわねばなるまい。待望の弁護士となってからは、堅実で真面目な人柄、そして努力家で着実な行動、隠やかだが心のつよいわゆる会津魂に満ちた外柔内剛型といった先生の存在は、弁護士仲間のもとより在朝側の人気と信用を、着々と積み上げてゆかれたものである。

終戦後新しく昭和二十六年三月制定された私立学校法に基いて、明治大学は、寄付行為を改正して学校法人明治大学となった。それによると、従来商議員であったのが評議員となり、評議員会が、総長始め各役員を銓衡又は推せんを承認することになった。そして、その評議員を選挙するものは維持会員並に賛助会員であった。そこで新しく維持会員、賛助会員になるため改めて学校へ寄付をしたり、させたりして評議員の選挙権を獲得する運動がさかんに行われた。又評議員選任方法が郵便投票方式であったので、その投票用紙が有権者に郵便で送られ、有権者は郵便で学校に投票することに変わったので、有権者へ送られた投票用紙を集めるといふ工作や術策が行なわれ、甚しいものは一人

で百数十票を集めたということである。当選には三十票位が予想されていたのであるから、これでは公正な選挙が行なわれるはずがなかった。こうして選ばれた評議員の中には、適任でない人や、困ったものが相当数選出される結果となった。そうした評議員から選ばれた理事や監事に、好ましくぬ者が数名選出されることとなったのはけだし自然の成行である。それからの学校運営には、いろいろ困ったことが起こることになり、不祥な醜悪事が続出した。もっとも甚しかったのは、裏口入学の横行であった。その影響は直ちに学生素質の低下となり、新聞を賑わす不良学生の多くは明大生であるという不名誉な事態が続き非行、不良大生の新聞記事の出るたびに肝を冷やすという状態だったので、強く学園の浄化と肅正が叫ばれ出し、間もなく寄付行為の改正、評議員の選任規則改正等の委員会が作られ、迂余曲折のち現行の寄付行為や評議員の選任規則が、教授団のスト決行寸前という経過を経てようやく成立することとなり、新理事者を銓衡することとなり、学園の浄化は一步前進した。

先生は、昭和二十六年十二月、裁判官を定年で退職されてから、明治大学の関係者側からの懇意で顧問になったり、寄付行為の改正に関係され、初めて顔を出されることになったのであるが、学内事情には余り通暁しておられなかった。

昭和三十一年二月に学校は前記の改正規則により評議員の選任をした。その時先生は学識経験者の一人として評議員に選出され、その四月に行われた新理事長には衆目の帰するところ先生であった。先生は学内事情に疎いといって辞退されたが、他に適任者もなく、結局理事長に就任することになりその後八年間（二期）つづけられた。私は同時に理事となり、先生の御手伝をする立場の一人となり、大変親しい間柄となった。

先生は、まず学内状況を知ることの必要を痛感せられ、ほとんど毎日出校せられ、弁護士の方は片手間になってしまった。その勤務ぶりは、極めてキチョーメンで、責任感あふれる生真面目であった。

理事会を主宰する運営ぶりは、慎重そのもので、裁判官かたぎが至るところへ顔を出すといった具合で、

大よそ政治家的なところがなく、堅実一方であった。先生の性格は派手でなく、律気であり隠健中正、石橋をたたいて歩く方であるが、その粘着力は相当なもので、ナカナカ芯の強いところがあり、いい出すとその主張を頑張る方であったので人格的な信頼感を多くの人に与えておられたと思う。しかし反面キメが細く、余り融通がきかず窮屈な感じもあった。

理事長としての先生について批判はさまざまである。元来明大の理事長ぐらい難しい地位は少ないものと思うが、先生は在職中、誠心誠意母校のために、青年時代の勤勉ぶりと知能を發揮するのに精一杯の努力をされたと思う。しかし先生の気質の気風は、地道な足あとを残されたものの、華やかな雰囲気は醸し出され様がなく、損な見方をうけられているところもあるのではないだろうか。

その後現在まで、一評議員として、時々、理事長時代をふり返らせる様な発言をされることがある。その時ある種の感慨を抱くのは私だけではないであろう。先生の趣味は短歌と謡ときき、御健在と御見受けする

が、なおこの上とも御自愛と御多幸を祈ってやまない。

長谷川先生は昭和四三年一月二五日亡くなられた。

私は長谷川先生が会長をつとめられ、それ故に初代の最高裁判所判事にもなられた第一東京弁護士会に所属しているが、今や会の中でも生前の長谷川先生を存じ上げている方はごく僅かである。そこで、先生が文京区本郷追分町九〇番地(向が丘高校、文京女子大学の校庭の隣り)に住んでおられ、その近くに住んでいた関係で長谷川先生の受任あるいは相談を受けた事件をご自分の仕事の傍らお手伝いをされていた第一東京弁護士会所属の倉田雅充先生(同先生は殊に刑事弁護にすぐれた力量をもっておられ、最高裁判事例集第三巻一号二〇頁には先生が、その後の法制化に先鞭をつけられた判決が登載されている)からお話しを伺い、また、同先生からのご紹介によって、長谷川先生出生地の隣村のご出身であられ、日弁連常務理事、法制審議会民法部会委員をおつとめになられた第二東京弁護士会所属の雪下伸松先生からもお話しを伺って、以下長谷川先生の私的な面について書かせ

て頂くこととする(以下先生というのは長谷川先生のことである)。

先生は明治一四年二月一日、福島県大沼郡金山町(現在)中川に出生された。当時は、水沼村中川という地名で、同県河沼郡柳津やなぎつの奥で奥只見ダムの手前という場所で、その後電源開発公社によって上田ダムが作られ附近一带は水没し上田発電所が設置された地区とのことである。現在、先生のご生家はダムに二〇〇メートルほどの距離にあるとのことである。

このダムが作られ、地区一帯が水没するようになったとき、先生は土地を失う人々の代理人として電源公社と補償金取得について交渉され、多額の補償金を村の人達のため獲得された。そして、同時に、大金を入手されても無駄使いしてしまっただけなことを村の人達に諭されたとのことである。このため先生の郷里の人達は先生に大変感謝され、先生の徳を称えて地元先生銅像を建てようという企画をしたが、目立つことを嫌われた先生のご意思で銅像建立は沙汰止みになったとのことである。

先生は長男であられ、ご実家は資産家で、地元では名門であったが、そのままであると先生はご実家の農業を引き継がれる立場にあられたが、先生は農業をとられず、家を出られて専検に合格され、会津若松で地理と歴史の先生をされていて、その折りに、同僚の先生と結婚されたとのことである。弁護士となられたきっかけは、裏磐梯あたりの温泉宿で、同宿した高文司法科を受験するという法学部の学生のノートを盗み見て、この程度なら大したことはない、これなら私にもできると感じられ、明治大学の学生になられ法律の道に進まれたのだと、雪下先生に後年、語られたそうである。弁護士になられてからはお仕事は順調で弁護士として大成された。先生の所属しておられた第一東京弁護士会は、水野先生のさきの長谷川太一郎論にも書かれていたように会長になることは容易なことではなく、衆望を担って、それにふさわしい人が選挙によらず就任するということが当時のあり方であったというのであるから、この一事からして先生が弁護士として一流であられたことがわかるというものである。先生が住まわれていた本郷追分のお屋敷は敷地が

四〇〇坪もあったということで、先生は、雪下先生に、これは事件解決の報酬としてもらったものだと言われていたとのことである。また、先生は、当時の人と同じように功なり名遂げたら郷里に帰るといふ考えも持っておられた様子で、折りにふれて郷里の方で杉の林などを購入され山林も多く持っておられたとのことである。

戦後、初めて最高裁判所が設置され、初めての最高裁判官を選ぶにあたって、昭和二年四月に、最高裁判所裁判官任命諮問委員会が設置され、東京弁護士会から二名、第一、第二東京弁護士会から各一名の弁護士会側からの委員が選出され、第一東京弁護士会からは、当時会長であった先生が出られた。選考にあたっては、選考する側の諮問委員自らが選ばれることの是非について議論もあつたやに聞いてもいるが、弁護士会側からは、東京三会の会長の眞野毅、長谷川太一郎、塚崎直義の諸先生が初代の最高裁判事になられた。最高裁判事をご退任後、明治大学の理事長になられたが、さきの倉田先生のお話によると、就任を承諾するかどうか少しく迷っておられた先生に対し、倉田先生は、強く理事長就任を勧

められたとのことである。

先生は、最高裁判所にご在中の昭和二五年に奥様を亡くされ、その後、最高裁判所のご関係の方からご紹介のあった身の廻りのお世話をして下さる女性と再婚されたとのことである。先生にはお子様はいらっしゃらなかった。

先生は、そのご性格は勤勉であられ、質素なお暮しをされていたと承っている。先生のご性格の一端を示すエピソードとして、先生が、最高裁の判事を定年退職された後（ということは七〇才を過ぎられてから）、英語の勉強を深められようとしてパウンドの法哲学の原書を読んでいたということ雪下先生から伺った。また、質素なお暮らしといえば、お風呂は最後まで五衛門風呂を使われていたとのことである。これは、長谷川先生のご生家を継がれた先生の弟さんの孫に当たる雪下先生の奥様からのお話である。

先生のご墓所は、ご生家の近くの菩提寺である曹洞宗瀧谷寺にあり、戒名は、護法院大鑑桐溪利済居士であることを雪下先生から教えて頂いた。同先生からのご教示

によると、「桐溪」というのは、そのうち「桐」は先生のご実家の辺りは会津桐の名産地で、桐を育てて売るのが大きな現金の収入源で、先生のご生家にも直径二メートル五〇センチほどの、昭和二七年当時で一〇〇万円の値段のついた大桐があったことに因り、「溪」というのは、その辺りに沢や谷があったことからつけられたもので、先生ご自身も「桐溪」を雅号として用いられていたとのことである。また、「利済」というのは、ダムの補償金を予想外に多く取得して、村民に恵沢をもたらしたことからつけられたとのことである。